

平成 24 年 9 月 28 日

厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」

決 定 事 項

- 1 . 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方針で対応する。
- 2 . 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する。
- 3 . 「代行割れ問題」への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかる。
- 4 . 本年 10 月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
- 5 . 同成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。

以 上